



武蔵野ふるさと歴史館だより

第11号

新登録の文化財

吉野家の大ケヤキ・伊藤家の大ツバキ



吉野家の大ケヤキ

所在地：境南町4丁目11番8号
樹種：ケヤキ（ニレ科ケヤキ属 *Zelkova serrata*）
樹高：約18m 幹周：4.5m

文化財の保存と活用を進めるために、武蔵野市文化財保護条例を令和4年(2022)3月18日に改正し、武蔵野市登録文化財制度が創設されました。この度、境南町4丁目所在「吉野家の大ケヤキ」と関前2丁目所在「伊藤家の大ツバキ」が令和5年(2023)7月4日に武蔵野市登録文化財（天然記念物）として初めて登録されました。

吉野家の大ケヤキは、武蔵境駅から西南西に約900mの境南町に位置しており、武蔵野スイングホールから遠望されます。地域景観の中心となる大木です。境村の歴史を残す地域景観としての重要性と樹勢の健全度から価値が高いと評価され登録されました。

伊藤家の大ツバキは、大師通り（深大寺街道）から西へ約30mに位置し、市の



伊藤家の大ツバキ

所在地：関前2丁目17番13号
樹種：ツバキ（ツバキ科ツバキ属 *Camellia japonica*）
樹高：約9m 幹周：2.2m

天然記念物「井口家の大ツバキ」も大師通りと同様の位置関係にあります。どちらも屋敷神の小祠とともに守られ、大師通り（深大寺街道）の江戸期の歴史的遺産として重要性が高いと評価され登録されました。

（武蔵野ふるさと歴史館 文化財指導員 紺野 京）

※いずれも周辺の道路から見学することが可能です。個人所有のため、見学の際には敷地への立ち入りはご遠慮ください。

目次

[新登録の文化財] 吉野家の大ケヤキ・伊藤家の大ツバキ	1
成蹊学園取得地（吉祥寺）の開発経緯 - 成蹊学園取得前（明治43年（1910）～大正8年（1919）） -	2
村の稗穀・溜雑穀保管について	8
幕末維新期の関前村村入用について	12
[収蔵資料紹介] 東京大震災明細地図	16

成蹊学園取得地（吉祥寺）の開発経緯 —成蹊学園取得前（明治43年（1910）～大正8年（1919））—

東京大学大学院博士後期課程 玄田 悠大

1. はじめに

成蹊学園を含む吉祥寺北町3丁目の一部は、大正13年(1924)の成蹊学園移転を契機に開発された地域である。同地域は、後述の通り教育機関が地域開発に関与した近代の初期事例であること、成蹊学園の吉祥寺移転に起因する人口増が武蔵野村の町制化に寄与したことから、近代地域形成史上、重要な意味を持つ。一方で、近代以降における同地域の形成過程は、研究事例が限られている他、土地造成に至った経緯や住宅地化・コミュニティ形成の流れ、地域と成蹊学園との関係性といった史実及びその歴史的価値は未解明であった。今回、同地に関してこれまで行ってきた調査の一部をこの場を借りて報告する。



図1 昭和6年(1931)頃の成蹊学園取得地
(笹井泰造『東京府北多摩郡武蔵野町全圖 番地界入』(東京圖版研究所、1931)より筆者作成)

2. 高橋亀三郎生家所蔵史料から見る土地売買経緯について

成蹊学園及びその西側にある住宅地のうち、扶桑通りまでの土地は、今村繁三が大正8年(1919)に成蹊学園用に取得したものであり、元々短冊型地割を有した農地であった⁽¹⁾。この土地の入手経緯は、『武蔵野市(下)』⁽²⁾

に「明治の末期高橋亀三郎さんがまとめて、阿波松之助さんに売った」、「阿波とか何とかという人がきて、キリスト教大学にするとかいつて買ったといいますが」⁽³⁾といった程度にとどまっていた。一方、近年、高橋亀三郎（第5代武蔵野村長）生家所蔵史料⁽⁴⁾の中から同地の契約書や領収証等が見つかり、その分析を通じて詳細が少しずつ分かってきた。

まず、同史料の一つ、明治43年(1910)7月31日付で地主一同が土地をまとめて売却する

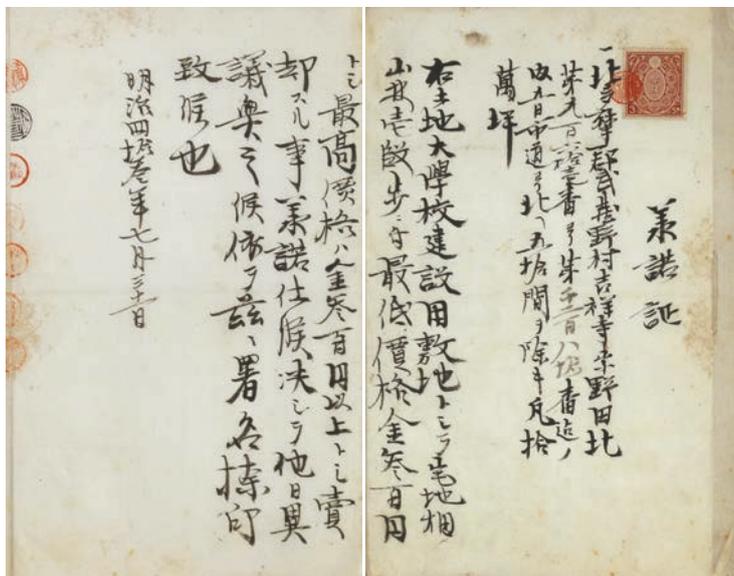


写真1 地主間の土地売買に関する承諾証
(高橋亀三郎生家所蔵)

ことに同意する承諾証 (写真1) を分析する。その序文には以下の様にかかれ、その後に地主26名の署名・捺印がされている。

北多摩郡武蔵野村吉祥寺字野田北第九百六拾壹番ヨリ第千二百八拾番迄ノ内五日市道ヨリ北へ五拾間ヲ除キ凡拾萬坪
 右土地大ニ學校建設用敷地トシテ宅地・畑・山林等段歩ニ付最低價格金參百円トシ最高價格ハ金參百円以上トシ賣却スル事承諾仕候、決シテ他日異議無之候、依テ茲ニ署名捺印致候也
 明治四拾參年七月三十一日

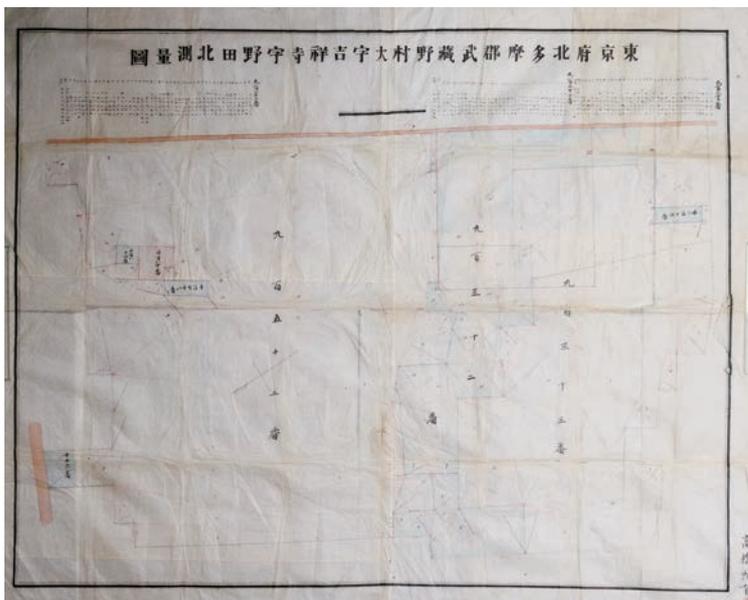


図2 東京府北多摩郡武蔵野村吉祥寺字野田北測量図
 (高橋亀三郎生家所蔵)

土地10万坪の売却目的が「大ニ學校建設用敷地」と書かれており、上記「キリスト教大ニ」と一致する。明治43年(1910)頃は、まだ池袋付近が郊外といわれていた時代であり、池袋周辺に宗教大ニ(現・大正大ニ)、学習院、豊島師範学校、成蹊実務学校(現・成蹊学園)といった学校が続々と開校・移転し、教育機関の集中する西端地域が池袋であった。関東ですでに郊外にあった教育機関は明治37年(1904)に現・品川区大崎に設立された日蓮宗大ニ(現・立正大ニ)程度であり、吉祥寺の「大ニ學校建設」は、郊外移転の動きとして最初期となる。また、郊外住宅地開発の観点でも、我が国初期の郊外住宅地である大阪の池田室町が明治43年(1910)、関東の郊外住宅地の嚆矢である桜新町が大正2年(1913)に分譲を始めていることから、最初期である。関東でこれら郊外移転・開発が本格化するの、関東大震災以降のことであり、時勢より早い特異な動きであった。

次いで明治43年(1910)9月付で武蔵野村吉祥寺の地主34名の総代人高橋亀三郎及び河田太左工門(武蔵野村助役)が阿波松之助と交わす土地賣買契約書(下書き)(写真2)及び土地賣買ニ附随スル特別契約書(下書き)(写真3)がある。ここには土地や地上物件の売買に関する取り決めが記載されている。また、明治43年(1910)10月4日付の「豊里合資会社 無限責任社員阿波松之助」宛で作成した土地売買に関する「領收證」2通(写真4、5)がある。1通目(写真4)は32名の地代

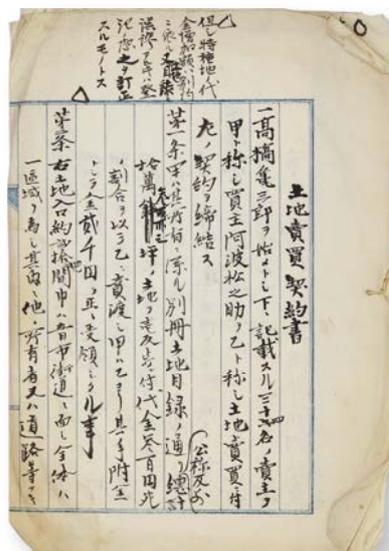


写真2 土地賣買契約書(下書き)
 (高橋亀三郎生家所蔵)

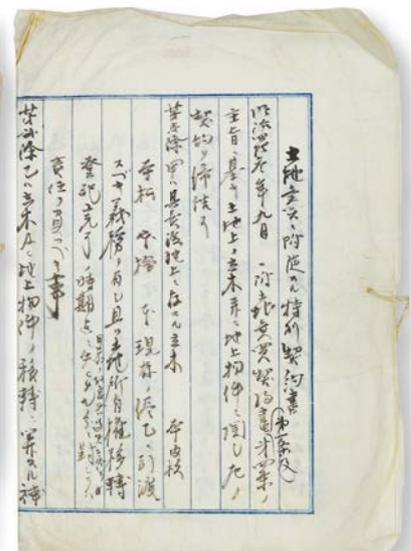


写真3 土地賣買ニ附随スル特別契約書(下書き)
 (高橋亀三郎生家所蔵)



写真4 領收証
(高橋亀三郎生家所蔵)

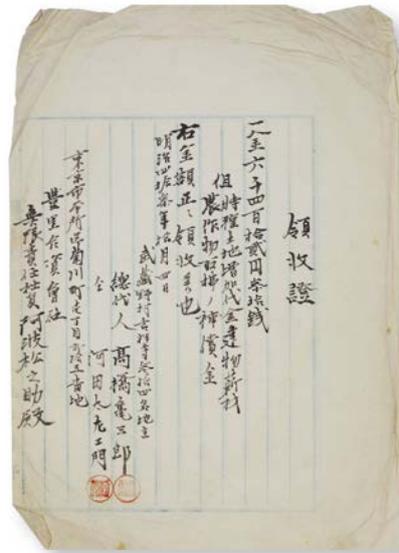


写真5 領收証 (特種土地増加代金建物薪材
農作物取拂ノ補償金)
(高橋亀三郎生家所蔵)

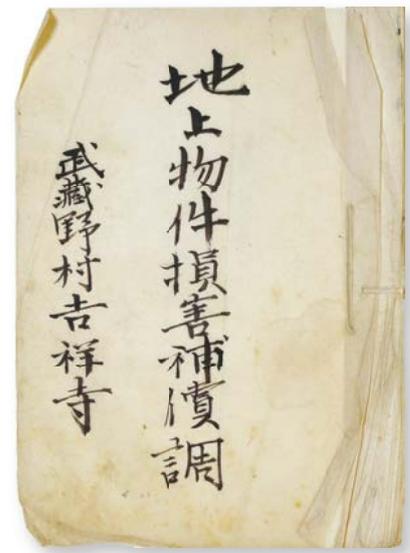


写真6 地上物件損害補償調
(高橋亀三郎生家所蔵)

金等を、2通目(写真5)は「特種土地増加代金建物薪材農作物取拂ノ補償金」を領収した旨が記載されている。なお、前者の領収証に「右領收証八明治四拾参年九月八日土地賣買契約書」、「明治四拾参年九月八日手付金」、「明治四拾参年九月式拾九日内金」と書かれており、時系列が判明する。東京法務局府中支局所蔵の旧土地台帳には、これら土地の所有権を明治43年(1910)9月30日に豊里合資会社へ移転した記載がある。従って、明治43年(1910)9月末に地主間の承諾証締結が、9~10月に阿波松之助との土地売買に関する一連の手続きが行われたことが分かった。

また、高橋家史料「地上物件損害補償調」(写真6)には、豊里合資会社への売買時に同地所にあった地上物及び買い取られた地上物が記載されている。地上物は、桑畑、杉、松、茶、桜、桐、栗等様々であったが、面積としては桑畑が最も多く、養蚕地であった。その多くは売買時に買い取られず、松や杉等樹木が本数を限って残された⁽⁵⁾。

これら土地は、主に地番932番、933番、952番にまとめられた(図3)。成蹊学園の土地は中央が窪地で明治末期にはクヌギ林という新開地であった⁽⁶⁾。実際、旧公図上、中央を東西に横断している地番932番は山林となっており、大きく3地番に分かれる要因はここにあったと考えられる。

3. 阿波松之助及び豊里合資会社について

土地を購入した豊里合資会社の責任者・阿波松之助は、大阪の実業家で、津田仙が開学したキリスト教系農学校・学農社農学校出身であった。彼は、明治25年(1892)以降、社会福祉事業団体・博愛社を支援し、特に明治27年(1894)、

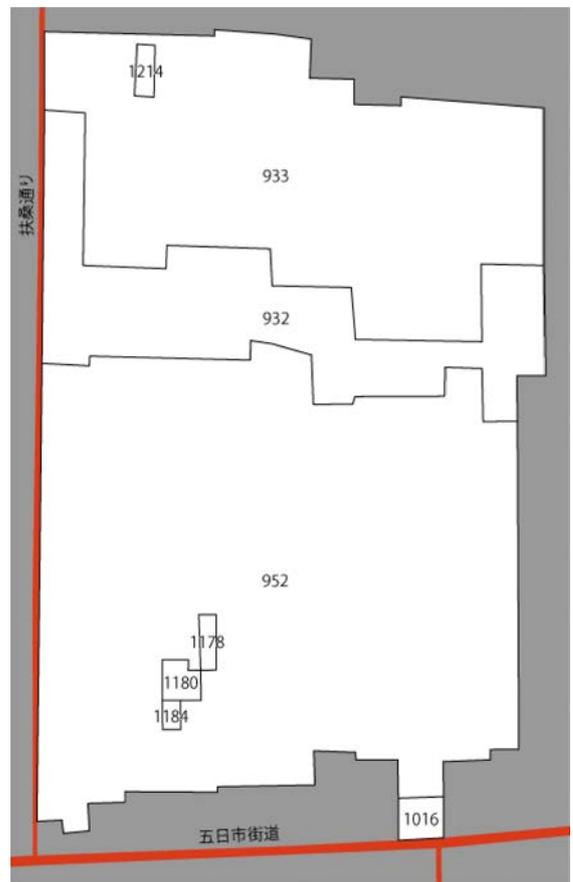


図3 大学校用としてまとめた土地
(中田實農留：『武蔵野村之図 大字吉祥寺之部』(中田實農留、出版年不明、東京都立中央図書館蔵)より筆者作成)

大阪大仁村にある自身の土地を博愛社の移転先として提供した経緯がある⁽⁷⁾。また、浪速女学校の校主経験もあった⁽⁸⁾。ついで、阿波は、明治37年(1904)に社団法人化した津田塾の社員にもなり、同法人の定款の作成や手続きを行った。同法人の定款第2条には、「本社团八基督教主義ニ基キテ、女子ニ高等教育ヲ授クルモノトス」と記されていた他、第6条で社員についても基督教主義に賛助する者とされている⁽⁹⁾。同法人の理事は大山捨松、津田梅子、社員は阿波の他、新渡戸稲造、元田作之進、上野栄三郎、巖本善治、桜井彦一郎が名を連ねた⁽¹⁰⁾。大正2年(1913)には、明治43年(1910)に購入⁽¹¹⁾した本所の津軽邸跡1万余坪を津軽公園(現・緑町公園内)として公開するための整備も行った。

豊里合資会社は、明治34年(1901)5月13日に設立された合資会社和倉屋が前身であった。和倉屋は、食料品製造販売業及付帯各般製造販売業を生業としており、実業家の中村清蔵や伴直之助らとともに阿波松之助も社員として名を連ねた⁽¹²⁾。和倉屋の晒し餡が明治36年(1903)の第五回内国勸業博覧会で受賞したように、成果を上げていたようである⁽¹³⁾。一方、明治38年(1905)、阿波松之助が出資額を増資し、中村清蔵、伴直之助は各持分を阿波慶に譲渡して退社、阿波慶が之を譲り受けて入社した⁽¹⁴⁾。その後も和倉屋では餡粉、道明寺、上新粉等を製造し⁽¹⁵⁾、阿波松之助も陸軍食料品御用達商⁽¹⁶⁾の肩書きを得ていたが、明治42年(1909)6月23日に和倉屋の商号を豊里合資会社に、目的も「食料品ノ製造販賣竝ニ土地ノ改良賣買ノ事業」と、不動産業を加えている⁽¹⁷⁾。さらに明治43年(1910)11月1日には目的を「拓地、殖林、土地、改良賣買及其附帯事業ヲ經營スルコト」と再変更して食料品製造販売業から手を引き、社員が阿波松之助、阿波慶、阿波喜太郎の家族3名へと変わった⁽¹⁸⁾。阿波松之助は、その後、大正14年(1925)に合資会社矢島商會(目的「建築材料ノ製造販賣竝ニ附帯事業」)⁽¹⁹⁾や合資会社美的商會(目的「各種塗料顔料化學工業品ノ製造販賣竝ニ附帯事業」)⁽²⁰⁾を設立するなど、様々な商売をした。阿波松之助は、吉祥寺の土地を購入した明治43年(1910)前後に豊里合資会社の組織を大きく変えており、吉祥寺の土地購入に関する事業が彼らにとっても重要な意味を持っていたと考えられる。

4. 豊里合資会社所有時の変遷(明治43年(1910)~大正8年(1919))

このようにして取得・整備した土地だったが、当初の目的であったキリスト教大学は設置されず、成蹊学園が入手する大正8年(1919)まで、買い手はつかなかった。大正5年(1916)頃に巢鴨病院⁽²¹⁾、大正7年(1918)に国士舘大学⁽²²⁾、大正8年(1919)に東京女子大学⁽²³⁾等による設立・移転の話が持ち上がったようだが、契約には至らなかった。大正5年(1916)の高橋家史料「大正五年度公課金徴収簿」⁽²⁴⁾では、土地購入元の地主のうち28人から経費を取っていた。買い手がつかなかった間、再度土地を貸し、農作が行われていたと推察できる。

阿波松之助は、大正3年(1914)に「明治神宮経営地論」と題する書面を阪谷東京市長に宛てており、そこには、明治神宮の設置場所の条件として、地名を明らかにしてはしていないが、帝都の西北であることや広大であること、地勢が東京より高いこと等を挙げている⁽²⁵⁾。これ以上の情報は現状見つかっていないが、彼がこの吉祥寺の土地を明治神宮に適した場所と想定したとも考えられる。

大正7年(1918)頃、成蹊学園は閑静な土地を求めて、学園全体の移転を検討し始めた⁽²⁶⁾。そして、旧土地台帳より、ようやく大正8年(1919)10月22日、成蹊学園理事・今村繁三に、豊里合資会社より土地登記の所有権が移転されたことが分かる。なお、阿波松之助は大正9年(1920)、武蔵野村に武蔵野村役場建築積立金1,000.00円を寄付しており⁽²⁷⁾、地域と阿波松之助の関係性がうかがえる。

5. イエズス会による学校計画の末路

この土地を地権者がまとめ、豊里合資会社が購入したきっかけとなった「キリスト教系大学」あるいは「大学校」とは何だったのだろうか。

明治43年(1910)12月9、10日の朝日新聞記事「一大地所の紛擾」によると、「去四十一年九月中ゼスイット（筆者注：イエズス会）羅馬本部は日本に一學校を設立する目的を以て米人ロクリッフ（原文ママ）を派遣し地所の選擇に奔走せしめたる模様（中略）ロクリッフは本年の春帰京（筆者注：帰郷）し後事は獨逸人ホフマン氏が引継ぎ居れり」（²⁸）と書かれている。その過程で、府下荏原郡駒澤村字世田ヶ谷、新町、深澤、玉川村字瀬田、用賀、下野毛、野良田にまたがる土地約11万坪をそれに当てようとする動きが府会議員谷岡慶治等によりあった一方、「押川氏（筆者注：押川方義）は別に同郡武蔵野字吉祥寺駅付近に地所選定に着手せり」（²⁹）と、吉祥寺駅付近の土地も候補地に挙がっていた。この吉祥寺の土地は、時期、規模、用途、キリスト教関係等が一致する豊里合資会社の購入地と推察でき、この学校誘致のために土地をまとめた可能性がある。押川方義は明治期キリスト教主義教育の先駆者であり、東北学院や宮城女学校（現・宮城学院）を設立した他、明治43年(1910)頃には立教大学のために池袋の用地買収にも関与し（³⁰）、キリスト教系学校設立に長けた人物であった。なお、荏原郡の土地の一部は、東京信託が谷岡慶治へも相談の上、土地買収し、大正2年(1913)に桜新町として分譲した（³¹）。桜新町は前述の通り、関東の郊外住宅地の嚆矢である。

このイエズス会学校計画の顛末を追った結果、まず明治41年(1908)、イエズス会がロクリッフ含む3人のイエズス会員を大学設立のために日本に派遣し、ロクリッフはその後アメリカへ戻り、明治43年(1910)にホフマンが来日（³²）。彼らがその後、大正2年(1913)に上智大学を四ツ谷で開校した。つまり、成蹊学園の土地は、上智大学誘致のためにまとめられた土地と推察できる。イエズス会と押川方義、阿波松之助の関係性は要調査だが、イエズス会が日本で学校計画を始めた時期と、豊里合資会社の会社形態に変化が生じた時期が合致すること、阿波松之助がキリスト教系活動への関与が強かったこともそれを補強する。イエズス会の学校計画が生み出した痕跡が、関東における近代初期の、郊外教育機関設置や郊外住宅地開発につながったことから、関東の郊外開発は海外からの影響によって切り開かれた側面があるといえる。

ちなみに、四ツ谷にある上智大学の土地は、一部を赤星鉄馬から購入し、その旧邸を学生寮としても使用した。赤星鉄馬といえば、成蹊学園近くにあるアントニン・レーモンドが設計した旧赤星鉄馬邸（国登録有形文化財）の施主である。同邸を戦後使用していたナミュール・ノートルダム修道女会の修練女には、神学部のある上智大学に通っていた者もあり、中央線を介した土地同士の関係性が浮かび上がってくる。

6. まとめ

これらより、成蹊学園取得地の取得前の経緯が明らかになった。まず、短冊形地割の農地であった吉祥寺野田北の土地は、イエズス会系大学（現・上智大学）と推察されるキリスト教系大学設立を目的に、明治43年(1910)7月に地主間で売買の合意がなされ、9～10月に豊里合資会社と契約・支払いされたことで、ひとまとめとなった。このイエズス会系大学設置の動きは、関東最初の郊外住宅地といわれる桜新町造成にも影響した。一方、吉祥寺への同学移転は実現せず、その後、土地購入の話は複数あったものの、最終的には大正8年(1919)に成蹊学園関係者である今村繁三に所有権が移転されるまで約9年間待つこととなった。このように、成蹊学園取得前のこの土地の変容を見ることで、関東における初期の郊外教育機関設置・郊外住宅地開発と、それを取り巻く住民や実業家、教育関係者、宗教関係者等のダイナミックな動きを垣間見ることができよう。

謝辞

本稿執筆にあたっては、高橋亀三郎生家、成蹊学園史料館、上智学院ソフィア・アーカイブズ、東京法務局府中支局、東京都公文書館、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館、けやきコミュニティセンター、東京大学都市デザイン研究室をはじめとする多くの方々に大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

[註]

- (1) 同地域の短冊形地割に関する論考としては、以下がある。
米崎清実「吉祥寺村の地割と寛文4年の検地帳」(『武蔵野ふるさと歴史館だより 創刊号』2018年1月) 2-4頁、山崎美樹・伊藤裕久「吉祥寺駅周辺における短冊形地割の成立過程に関する考察」(『都市計画論文集 53巻 3号』2018年) 267-273頁、夏目宗幸「武州多摩郡吉祥寺村の地割復原」(『GIS-理論と応用 28巻 1号』2020年) 49-60頁
- (2) 成蹊大学政治経済学会『武蔵野市(下)』(武蔵野市、1989年)
- (3) 成蹊大学政治経済学会『武蔵野市(下)』(武蔵野市、1989年)785頁
- (4) 高橋亀三郎生家所蔵史料のうち、成蹊学園取得地に関するものは以下の通り。協議事項、承諾証(1910年7月31日付)、土地賣買契約書(下書き)(1910年9月付)、土地賣買二附随スル特別契約書(下書き)(1910年9月付)、領收証(地上物件含む地代金等、1910年10月4日付)、領收証(特種土地増加代金建物薪材農作物取拂ノ補償金、1910年10月4日付)、地上物件損害補償調、豊里合資会社諸税現金受拂簿、大正五年度公課金徴収簿、東京府北多摩郡武蔵野村大字吉祥寺字野田北測量図
- (5) 『地上物件損害補償調』(高橋亀三郎生家所蔵、1910年)
- (6) 成蹊大学政治経済学会『武蔵野市(中)』(武蔵野市、1989年)667頁
- (7) 岡田二郎編『博愛社』(博愛社、1902年)34頁
- (8) 津田塾大学編『津田塾六十年史』(津田塾大学、1960年)95頁
- (9) 津田塾大学編『津田塾六十年史』(津田塾大学、1960年)92頁
- (10) 津田塾大学編『津田塾六十年史』(津田塾大学、1960年)95頁
- (11) 読売新聞「津軽屋敷賣れる」(『読売新聞 1910年7月4日 朝刊』1910年)3頁
- (12) 大蔵省印刷局編『官報 1901年05月21日』(日本マイクロ写真、1901年)
- (13) 『第五回内国勲業博覧会受賞名鑑』(受賞名鑑出版部、1993年8月)
- (14) 大蔵省印刷局編『官報 1905年01月24日』(日本マイクロ写真、1905年)
- (15) 小倉良編『聖路易万国博覧会日本出品協会報告』(聖路易万国博覧会日本出品協会、1906年12月)
- (16) 読売新聞「私設の津軽公園」(『読売新聞 1913年7月24日 朝刊』1913年)3頁
- (17) 大蔵省印刷局編『官報 1909年06月30日』(日本マイクロ写真、1909年)
- (18) 大蔵省印刷局編『官報 1910年11月07日』(日本マイクロ写真、1910年)
- (19) 大蔵省印刷局編『官報 1925年07月03日』(日本マイクロ写真、1925年)
- (20) 大蔵省印刷局編『官報 1926年01月15日』(日本マイクロ写真、1926年)
- (21) 朝日新聞「巢鴨病院は駒澤へ引越す」(『朝日新聞 1916年12月26日 朝刊』1916年)5頁
- (22) 国士館百年史編纂委員会専門委員会編『国士館百年史 通史』(国士館、2021年)53-55頁
- (23) 東京女子大学五十年史編纂委員会編『東京女子大学五十年史』(東京女子大学、1968年)63頁
- (24) 豊里合資会社『大正五年度公課金徴収簿』(高橋亀三郎生家所蔵)
- (25) 『明治神宮二関スル書類』(東京都公文書館蔵)
- (26) 成蹊学園『成蹊学園百年史』(成蹊学園、2015年)386頁
- (27) 武蔵野市編『武蔵野市百年史 資料編1 上』(武蔵野市、1994年)319頁
- (28) 朝日新聞「一大地所の紛擾(続)」(『朝日新聞 1910年12月10日 東京 朝刊』1910年)5頁
- (29) 朝日新聞「一大地所の紛擾」(『朝日新聞 1910年12月9日 東京 朝刊』1910)5頁
- (30) 鈴木勇一郎「立教のキャンパスとその立地について」(『立教学院史研究 16』2019年、21-46頁)33頁
- (31) 為国孝敏・榛沢芳雄「玉川電気鉄道の変遷と東京西南部地域の変容との関連についての一考察」(『土木史研究』13巻、1993年)221-231頁
- (32) 上智大学史資料集編纂委員会編『上智大学史資料集 第一集(1903~1913)』(上智学院、1980年)131-158頁

令和5年度第3回企画展

写真でたどる三鷹駅・武蔵境駅周辺 ~鈴木育男写真展II~

令和5年10月14日(土)~12月14日(木)

会場:武蔵野ふるさと歴史館 企画展示室

昭和30年代から60年代にかけて都市計画事業により変わりゆく吉祥寺の街の姿を写真撮影したらかんスタジオの2代目経営者鈴木育男氏は、武蔵野市域を中心に三鷹駅や武蔵境駅周辺も撮影しました。鈴木育男氏が撮影した写真からは、駅周辺の整備やJR中央線の高架化事業、宅地化が進む前の地域の姿をうかがうことができます。



撮影:らんスタジオ 鈴木 育男

村の稗穀・溜雑穀保管について

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 米崎 清実

武蔵野における幕府の農政として養料金併溜雑穀制度が知られている。この制度は、享保・元文期に開発された武蔵野新田に対して年貢徴収を図りながら百姓経営を維持するための幕府の助成政策として、押立村(府中市)出身の川崎平右衛門定孝により始められ、明和4年(1767)、伊奈半左衛門忠宥により確立された。幕府の基金による貸付金の利金で肥料を貸与し、その返還を求めたものだったが、後に返済された雑穀の売り払い代金により運用され、毎年、新田村の各家に一定の金銭が支給された。村々から肥料の返還分として上納させた雑穀は当初は関野陣屋に保管されたが、各村で保管されるようになり、飢饉などの際に下穀・換金された。

真蔵院(小金井市)や観音院(国分寺市)には川崎平右衛門定孝の供養塔、妙法寺(国分寺市)には川崎平右衛門定孝と伊奈半左衛門忠宥を祀る宝篋印塔が建立されている。妙法寺の宝篋印塔には「養料金併溜雑穀始末記」が納められ、宝篋印塔は養料金併溜雑穀制度の顕彰でもあった⁽¹⁾。

一方、幕府は享保の飢饉以降、村々に非常食となる貯穀を奨励した。天明期から寛政期にかけて、幕府は特に幕領に対して食物の備蓄を奨励し、農村の危機管理と安定化を進めた。天明8年(1788)2月には代官に命じて「高百石二付米二候ハ、壹斗程、麥・稗・粟等之類二候ハ、百石二付式斗程ツ、積を以作徳之内より」積み立てて、「村方重立」で備蓄するよう通達している⁽²⁾。翌月には、貯穀には稗が第一だが、「麥・粟・大根切干之類何によらず、於其所夫食ニ可相成品者木の根・葉・田にし・海草之類」と、各地域に応じたものを勧めている⁽³⁾。武蔵野の新田村では貯穀実施についての紆余曲折があったが⁽⁴⁾、市域と周辺の新田村では天保期以降、貯穀制度と養料金併溜雑穀制度が併存していた。

従来、養料金併溜雑穀制度の創出過程や政策的意義に関する研究がある⁽⁵⁾。では、貯穀や養料金併溜雑穀制度による雑穀を村はどのように保管したのだろうか。小稿では、関前村・同新田を中心に村の稗穀保管について紹介したい。

まず貯穀や養料金併溜雑穀制度の運用の実態について見ていこう。

天保4年(1833)4月時点で、関前村では「貯稗」(以下、稗穀と略記する)62石1斗6升2合と「御加糶」6斗2升6合を合せて62石7斗8升8合の貯穀があった⁽⁶⁾。一方、同じく天保4年4月時点で、関前新田では稗穀と「養料溜雑穀」の稗(以下、溜雑穀と略記する)を合わせて55石5斗8升があった⁽⁷⁾。関前村の貯穀は、天保4年中にはすべて「御下ケ穀」となり、天保8年(1837)から1年に12石4斗3升2合4勺ずつ5年間をかけて詰戻すこととされた。しかし、天保9年(1838)から11年(1840)までは詰戻しが延期され、天保8年・12年(1841)・13年(1842)の3年で37石2斗9升7合2勺が詰戻されている。一方、天保13年には新規出穀分として、一人当たり3升ずつ(上組は56人分、下組は107人分)で4斗8升9合が積み立てられている⁽⁸⁾。一方、関前新田でも天保4年に保管していた稗穀と溜雑穀はすべて「御下ケ穀」となり、以降10年賦で返済されている⁽⁹⁾。

関前村・関前新田では、稗穀と溜雑穀を合せて運用することで、非常時を凌いでいたことがわかる。

では、稗穀や溜雑穀はどのように保管されていたのだろうか。

寛政2年(1790)12月、武蔵野新田42ヶ村惣代関前村名主忠左衛門・入間郡市場新田名主内蔵助から代官野田文蔵役所に宛てた願状によると、武蔵野新田で申・酉両年で集めた稗86石4斗8升を各村で預かっていたが、

番人を付けるなどの費用がかかるため、惣代2人で預かった後、小川新田名主弥市の土蔵を借りて詰め、村々で申し合わせて番人を置くことを決めた。今後、代官役所からの出役や用向きの際は小川新田弥市方宛としていただきたいと記されている⁽¹⁰⁾。そして今後の詰め替えに対する42村の請書が作成されている⁽¹¹⁾。寛政2年、武蔵野新田村々は天明8年(1788)と寛政元年(1789)に集めた稗を、経費節減のために各村で保管する体制から小川新田名主弥市のもとに集約して保管する体制へと替えたのである。一方、従来、梶野新田では組合9村の溜雑穀を保管してきたが、新田村々からの願い出により文化3年(1806)12月から各村で保管することを取り決めている⁽¹²⁾。

組合による共同管理の方が保管費用を分担できる。しかし、管理を請ける村と預ける村、預ける村どうして問題が生じる可能性もあったことだろう。一方、各村管理では各村は保管の安全対策などの経費が嵩むが、保管をめぐる他村との関りはなく、緊急で配付する際などには早急に対応できたことだろう。先に記した溜雑穀の共同管理、各村管理の移行について関連史料を見出すことができないため、その理由や経緯を明らかにすることができない。しかし、村々では時々状況に合わせた管理方法をとっていたことがうかがえる。少なくとも現在の武蔵野市域とその周辺では天保期以降、溜雑穀の共同管理に関する史料は見られない。武蔵野市域や周辺の新田村では、天保期以降幕末期まで各村管理の方がメリットのある管理方法だったようだ。

関前村・関前新田の天保14年(1843)村明細帳には稗穀や溜雑穀の保管について次のように記されている⁽¹³⁾。

貯稗穀六拾弍石余御座候、両組名主方江穀櫃ヲ相仕立置困入申候、御加靱も同様困置申候
貯稗穀并溜雑穀共稗五拾四石余御座候、両組名主方ニ穀櫃并板張物置等ニ困置申候

関前村では稗穀62石余を両組名主の穀櫃で保管していた。「御加靱」も同様に保管していた。関前新田では稗穀と溜雑穀を合せて54石余を両組名主の穀櫃と板張の物置などで保管していた。元治元年(1864)「貯穀其外取調書上帳」には、江川太郎左衛門支配所の田無村組合村々の当時の貯穀高と、各村の人数から換算した貯えるべき貯穀高が記されているが、それによると新田村では惣貯穀高の内訳として「養料溜穀」も合わせて記され、村々の貯穀高のうち溜雑穀分は明確に区別できるようになっていた⁽¹⁴⁾。関前新田においても同様であった⁽¹⁵⁾。なお、関前村・関前新田の両組名主というのは、名主忠左衛門と名主定右衛門のことである。関前村・関前新田では、安永期の村方出入りにより、開村以来、名主役を世襲してきた井口家(忠左衛門)のもとから定右衛門をはじめとする百姓が分かれ、以降、江戸期を通じて2組により運営されていた。当然ではあるが、村の運営と稗穀や溜雑穀の管理は一致していた。

しかし、一貫してすべての稗穀や溜雑穀を名主が管理していたわけではなかったようだ。天保4年(1833)4月時点で、関前村の貯穀は名主忠左衛門と名主定右衛門の穀櫃で保管されていた⁽¹⁶⁾。一方、関前新田では稗穀と溜雑穀は合わせて忠左衛門組百姓孫四郎と定右衛門組百姓常右衛門により保管されていた⁽¹⁷⁾。天保13年(1842)12月、関前村・関前新田の忠左衛門他27名は「貯稗嚴重積立方」を命じられたが、穀置場に支障をきたしているため、60石余の稗を貯えることのできる穀櫃を「非常用意貯積金」の利金5両で製作することを取り決めた⁽¹⁸⁾。結局、この60石余入りの穀櫃は新設されなかったようだが、天保4年4月に関前新田の稗穀と溜雑穀が、忠左衛門組と定右衛門組の百姓により保管されていたものが、天保14年の村明細帳で両組名主の「穀櫃并板張物置等」で保管されるようになったのは、次に見るように名主のもとでの穀櫃製作をふまえてのことなのかもしれない。

嘉永元年(1848)5月13日、関前村・同新田忠左衛門組兼定右衛門組名主定右衛門から築山茂左衛門役所宛に郷蔵建設免除願いによると⁽¹⁹⁾、「去ル巳年中(弘化2年(1845))の代官からの通達による貯穀「困増」をすするため、定右衛門組では30石入り1カ所、80石1カ所の2カ所の穀櫃があったため支障がないものの、忠左

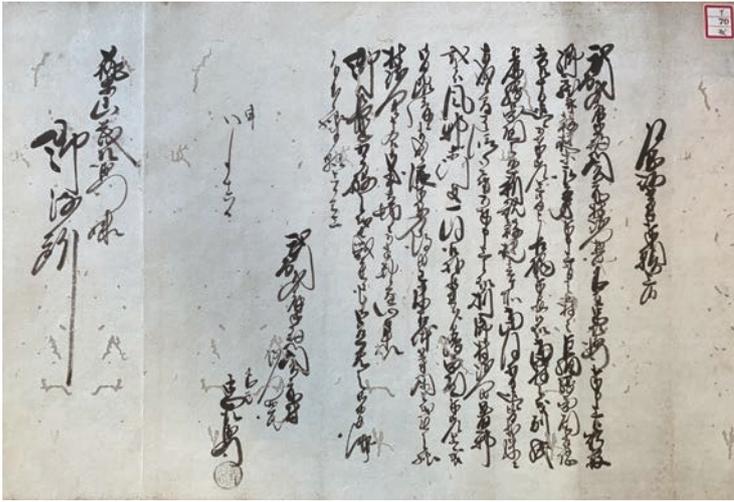


写真1 申(嘉永元年)8月16日(新規穀櫃完成届遅延の有免願)
武蔵野市保管 井口家文書

衛門組では22石入り穀櫃1カ所だったため、10月までに40石入り穀櫃1カ所を製作予定であることが記されている。この新規穀櫃は嘉永元年(1848)8月までに完成したようで、完成の届け出が遅れたことを「有免」して欲しいという願書が忠左衛門から築山茂左衛門役所宛に出されている⁽²⁰⁾。そしてその際に提出されたと思われる絵図⁽²¹⁾によると、忠左衛門組では忠左衛門の地所内に「八尺・四尺、但高サ四尺・萱葺上屋附」が「有来穀櫃」、「巷間・式間、但高サ五尺七寸・萱葺上家付」が「去未年年中取立候新規穀櫃」と描かれている。去未年は弘化4年(1847)のことだが、今回新設した穀櫃はこ

のことだろう。定右衛門組の穀櫃も描かれている。定右衛門の地所内に「五尺・八尺、高サ五尺・萱葺上家付」が「有来穀櫃」、「巷間・式間式尺、但高サ巷間・萱葺上家付」が「去々午年取建候新規穀櫃」と描かれている。去々午年は弘化3年(1846)のことである。そして新規穀櫃が新設されたことで、関前村・関前新田忠左衛門組ではさらに積み立てを増し、「本村・新田共当組分満穀」となった⁽²²⁾。

幕末期にかけて、代官からの通達により関前村・関前新田では名主家に穀櫃を新設して、稗穀や溜雑穀を名主のもとに集約することを進めたのである。このことは稗穀や溜雑穀の管理、運用をめぐり、名主がより大きな役割を持ったことを意味しよう。

文久3年(1863)7月、田無村名主下田半兵衛は江川太郎左衛門役所に宛てて穀櫃が古くなり破損個所があるため、新規に石櫃に建て替えたいとする願書を提出している⁽²³⁾。田無村名主はより安全に保管できるよう図っていたのである。

代官大熊善太郎手代から江川太郎左衛門への支配所の引き継ぎ書である嘉永3年(1850)7月の「申送書」によると、保管場所は村役人家の物置では

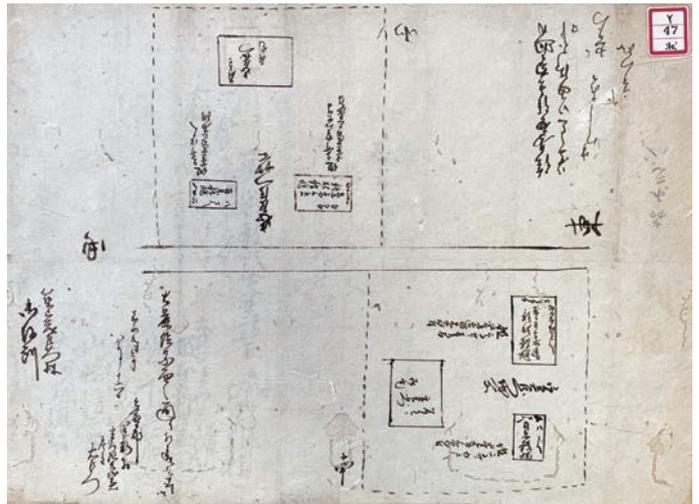


写真2 嘉永元年8月16日(穀櫃見取図・写)
武蔵野市保管 井口家文書

取り締まりが良くないので、貯穀が減少し、凶作などによる緊急の際には問題を生じる、村入用で囲蔵または穀櫃を作り保管するように申し渡したことが記されている⁽²⁴⁾。実際、弘化2年(1845)6月、小川村では、「百姓持蔵又者物置等え入、夫々御封印」して保管していたものの、出火の際に荷物を運び出した混乱の中で「封印切し損」、それを村役人に届け出ることを怠ったことから、代官から咎められている⁽²⁵⁾。

最後に関前村・関前新田の天保14年(1843)の村明細帳に記載のある貯穀高を村高や人別と照らしてみよう⁽²⁶⁾。

関前村の村高は238石4斗8升9合、関前新田の村高は195石6斗5升3合だったので、貯穀高は、関前村では村高の約26%、関前新田では村高の約28%だったことがわかる。同じ村明細帳において関前村の人別は173人(内訳は男91人・女82人)、関前新田の人別は127人(内訳は男66人・女61人)と記されている。貯穀高を人別で割ると、関前村では一人当たり3斗5升8合余、関前新田では4斗2升5合余となる。関前新田の方が一人当たりの貯穀高は多かった。そして、男女共に一日あたり4合の配給とすると、関前村では約89.5日分、関前

新田では約106日分が蓄えられていた。

先に見た代官大熊善太郎から江川太郎左衛門への「申送書」によると、貯穀高は90日分を目安とするように指示している⁽²⁷⁾。また、田無村他18村の貯穀が書き上げられている元治元年(1864)3月「貯穀其外取調書上帳」によると、「男女平均一日壹人二付四合積 百日分」を貯穀することが原則とされている⁽²⁸⁾。関前村・関前新田における天保14年(1843)時点での貯穀高は、代官からの通達による基準をほぼ満たす量と保管方法をとっていたことがわかる。

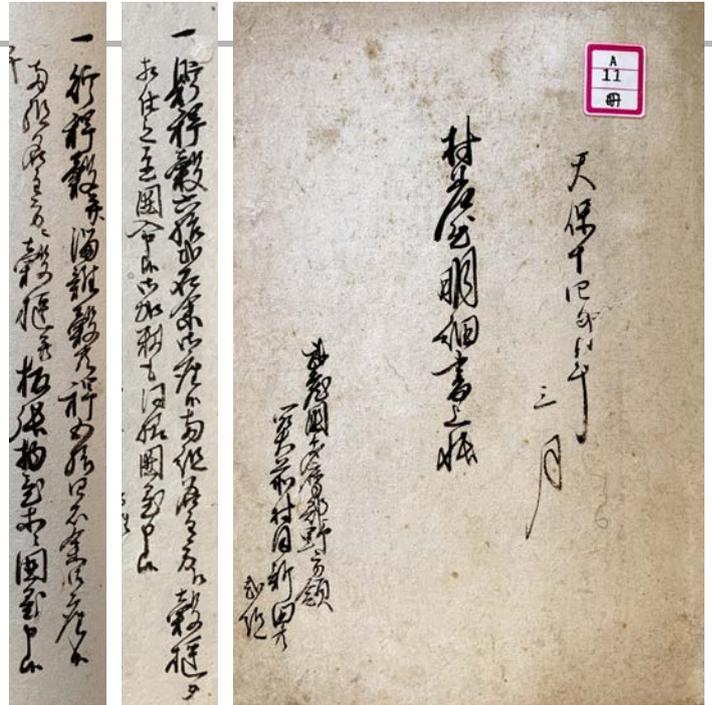


写真3 天保14年3月 村差出明細書上帳(関前村・同新田) 表紙と記載内容
武蔵野市保管 井口家文書

[註]

- (1) 大友一雄「史料紹介『南北武蔵野新田養料金始末書』」(徳川林政史研究所『研究紀要』第27号、平成5年(1993)3月)
- (2) 荒川顕道 編・瀧川政次郎 校訂『牧民金鑑 下巻』(刀江書院、昭和44年(1969)) 27頁
- (3) 荒川顕道 編・瀧川政次郎 校訂『牧民金鑑 下巻』(刀江書院、昭和44年(1969)) 28-29頁
- (4) 天明8年(1788) 幕府は武蔵野新田に対して貯穀を命じた。10月、飯塚常之丞支配所の村々からは、「溜穀」があるため「二重」になってしまう、武蔵野新田では、家別2升を加え5升とするので、貯穀を免除して欲しいと願い出て、飯塚常之丞支配所を受け継いだ野田文蔵支配所村々ではそれが認められている(『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 316 -321頁。国分寺市史編さん委員会編『国分寺市 中巻』(国分寺市、平成2年(1990)3月) 249-251頁においてもこの経緯について紹介されている)。
- (5) 大友一雄「武蔵野新田支配政策の特質—武蔵野新田養料金併溜雑穀制度の展開を中心に—」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和56年度、昭和57年(1982)3月)
- (6) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 340-341頁
- (7) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 341頁
- (8) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 336-340頁
- (9) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 343-348頁
- (10) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 329-330頁。この貯穀は、天明8年(1788)に野田文蔵支配所の武蔵野新田村に命じられた人別1升ずつの貯穀分として取り集められたものである。
- (11) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 335頁
- (12) 小金井市史編さん委員会編『小金井市史 資料編近世』(小金井市、平成29年(2017)3月) 228-229頁
- (13) 『武蔵野市史 続資料編四』(武蔵野市、昭和62年(1987)3月) 13-18頁
- (14) 田無市史編さん委員会編『田無市史 第1巻中世・近世史料編』(田無市、平成3年(1991)3月) 536-543頁
- (15) 註(7)
- (16) 註(6)
- (17) 註(7)
- (18) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 349頁
- (19) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 354頁
- (20) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 356頁
- (21) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 355頁
- (22) 『武蔵野市史 続資料編六』(武蔵野市、平成3年(1991)3月) 356-359頁
- (23) 田無市史編さん委員会編『田無市史 第1巻中世・近世史料編』(田無市、平成3年(1991)3月) 536頁
- (24) 田無市史編さん委員会編『田無市史 第1巻中世・近世史料編』(田無市、平成3年(1991)3月) 209頁
- (25) 『小平市史料集』第20集(小平市中央図書館、平成19年(2007)3月) 44頁
- (26) 註(13)
- (27) 註(23)
- (28) 註(14)

幕末維新期の関前村村入用について

歴史館大学受講生 勝沼 宏美

はじめに

旧関前村井口家文書には、幕末維新期に上組（忠左衛門組）が負担した出費をまとめた村入用帳が残っている。特に、文久3年(1863)から明治元年(1868)分まで、慶応2年(1866)分を除く5冊の村入用帳がある⁽¹⁾。本稿ではその費目や金額の変遷をたどり、幕末維新期の村の状況を考えてみたい。

1. 村入用帳の費目

最初に費目を見ていこう。当時、どのような費用を村で負担していたのだろうか。表1は村入用帳を費目別に整理したものである。なお、費目名は比較のため短く統一して記載した。また、表1から図1を作成した。

表1 費目別出費変遷

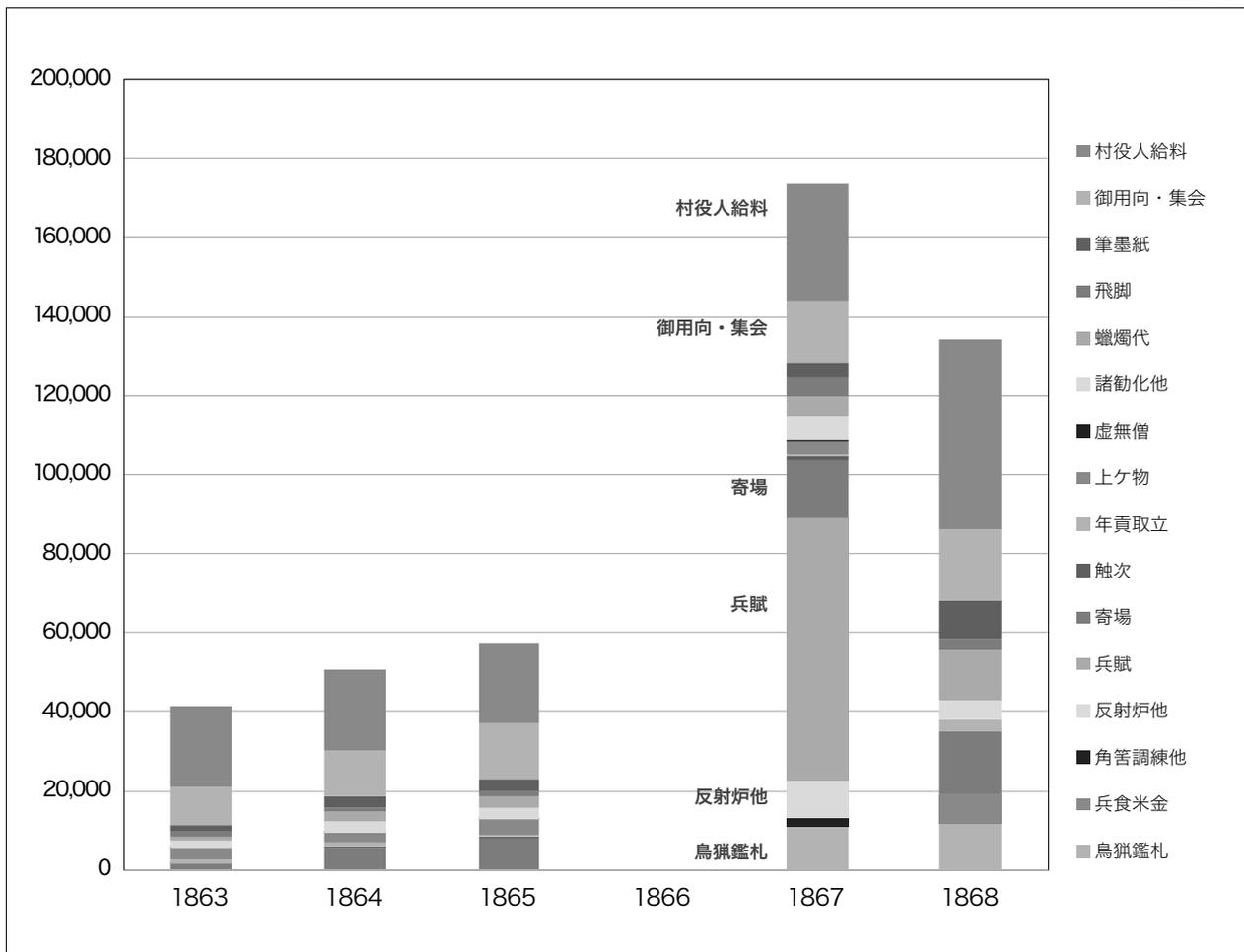
金額（銭）

費目	文久3年亥	元治元年子	対前年比	慶応元年丑	対前年比	慶応2年寅	慶応3年卯	対前年比	明治元年辰	対前年比
	1863	1864		1865		1866	1867		1868	
村役人給料	20,400	20,400	100%	20,400	100%	欠落	30,000	前年欠落のため不明	48,000	160%
御用向・集会	9,700	11,600	120%	14,100	122%		15,500		18,000	116%
筆墨紙	1,472	2,840	193%	2,860	101%		3,800		9,672	255%
飛脚	1,200	1,164	97%	1,748	150%		4,748		2,848	60%
蠟燭代	1,000	2,500	250%	2,800	112%		4,800		12,800	267%
諸勤化他	2,064	2,572	125%	2,872	112%		5,972		4,872	82%
虚無僧	180	180	100%	180	100%		280			
上ケ物	2,580	2,580	100%	3,480	135%		3,400			
年貢取立	900	900	100%	900	100%		900		3,000	333%
触次	229	229	100%	337	147%		537			
寄場	1,548	5,548	358%	7,848	141%		15,000		15,648	104%
兵賦							66,348			
反射炉他							9,120			
角筭調練他							2,648			
兵食米金									7,200	新出
鳥糞鑑札						10,700	12,000	112%		
合計	41,273	50,513	122%	57,525	114%	173,753	134,040	77%		

表1の上から、村運営に関わる費目として、「村役人給料」、「御用向・集会」、「筆墨紙」、「飛脚」、「蠟燭代」がある。次に「諸勤化他」や「虚無僧」に関する費目である。「諸勤化他」は、御免勤化といわれる寺社奉行が許可した寺社修復の寄付とともに、寺社が独自で行う寄付募集の他、村にやって来た盲女・座頭・浪人等への施しを含む。「虚無僧」は、関前村を縄張りとした上布田宿の虚無僧寺安楽寺への支払いである。当時、特定の寺と留場契約を結び一定額を支払うことで虚無僧の托鉢を控えてもらう取り決めをする慣習があり、恐らく同様の支払いと思われる。次に「上ケ物」は、御鷹野御用諸役として村が江戸城に納めた虫や葉（松虫、鈴虫、海老蔓虫、杉の葉、枯松葉、桃の葉など）を買い上げた費用である。「年貢取立」は年貢取立時の諸経費である。「触次」は関前村が属していた鷹場組合を代表する中野村(現・中野区)の触次役への給料や水夫出方の経費負担である。続く「寄

図1 費目別出費変遷

金額 (銭)



場」は関前村が所属する御改革組合村である田無村（現・西東京市）寄場組合の費用で、主に囚人の飯料、番人足賃、手先給料などである。元治元年(1864)分には野州筋浪人防方手当も合わせて記載されている。その下にある最後の5費目は、慶応3年(1867)以降から現れ、時代の動きを色濃く映し出していて大変興味深い。まず「兵賦」であるが、農民を兵卒に徴発する兵賦令が、慶応元年(1865)に幕府領に出され、村高1,000石ごとに1名を農兵として差し出さねばならなくなった。関前村は他村と組み合せて代五郎という人物を雇い差し出した。その給料や合力、役所への出府費用や組合の寄合費用が含まれる。次の「鳥狽鑑札」は、鳥狽許可の鑑札代とその取得のための出府費用など諸経費である。関前村は従来、将軍家鷹場のため鳥狽は制限されていたが、慶応3年4月に鷹場が廃止となり、鳥狽が解禁された。「反射炉他」は、役人の宿泊・食事代負担や、その準備の寄合経費などである。当時幕府が軍備増強の一環として、滝野川村（現・北区滝野川）に千川上水の水力を利用した大砲製造所（反射炉はその一部）を建設しており、その一環として千川筋御見分が行われた負担である。「角筭訓練他」には、角筭村での軍事訓練実施に際し、鷹場役所の管理単位である中野筋の村々で賄方などを共同負担したものが含まれる。最後の「兵食米金」は、明治元年分の村入用帳から記載されはじめたもので、新政府からの指示により官軍の兵食を負担したものである。

2. 金額割合

各費目が全体に対して占める割合を見てみよう。ここでは文久3年(1863)分から明治元年(1868)分の5年間の合計における費目別の割合を見ることとする(図2)。まず、「村役人給料」や「御用向・集会」、「寄場」3費目で5割以上を占めている。これらは毎年計上されており、村入用の主たる出費となっている。一方で5年

間のうち、最後の2年に現れている軍事費が20%（兵賦15%、反射炉他2%、兵食米金2%、角筈調練他1%）になる。これらは村の営みに関係したものではないが、幕末維新时期という時代を背景として、村入用帳の費目として新たに追加されたのである。慶応3年(1867)分だけを見ればこれらの軍事費は半分近い金額を占めている。

3. 出費変遷

時代の動きの影響を確認するために出費の変遷を見てみたい。最初の3年間、文久3年(1863)分から慶応元年(1865)分には費目自体に変化は無い。しかしながら、合計金額は2年で約1.4倍に増加している。最も大きな割合を占める「村役人給料」には変化

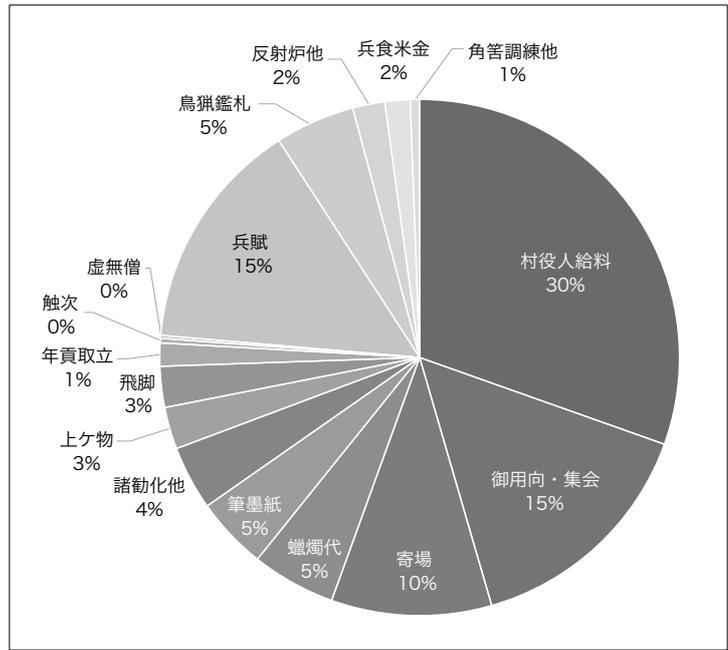
はない。最も増加率が高いのは「寄場」で約5倍である。村入用帳には先に述べた元治元年(1864)の野州筋浪人防方手当の記載以外に増加の背景をうかがわせる記載は無く、例えば寄場の囚人が増えたのか、物価高騰で経費が増加したのか、何か特別な事情があったのかなど、村入用帳の記載だけでは大幅な増加の理由はわからない。しかしながら、各費目の中でも特に「寄場」の増加が激しいということは、そこに当時の社会の急激な変化があったということであろう。実際、『武蔵野市史資料編』所収の「建言副書」⁽²⁾によると、三百年間太平の恩沢を受けてきたが、近年は日本全国に容易でない騒乱が起り、それに応じて、在々所々においても狼藉・追剥・強盗・押込みなどが横行しているが、今後どんな乱妨者がやってこようとも、この村では、相図の鐘・太鼓・螺貝・拍子木などを打ちならせば、それぞれ鎗・竹槍・袖からみ棒・木筒などの武器をもって、至急集合することの記載があり、世の中がそれまでにない騒然とした状況になっている、と記され、急激に状況が変わってきていることを認識している様子が見て取れる。

その他の費目も、「年貢取立」、「虚無僧」以外は、全て1.4倍から2.8倍の増加であるが、特段の説明は記載されていない。諸物価高騰の折であり、全体として単価が上がっている可能性が考えられる。実際、文久4年(1864)2月、甲州道中内藤新宿から関野宿までの宿村問屋・年寄・助郷惣代から道中奉行宛に出された文書には、米価・大豆高騰はもちろんその他諸色値段が高騰、草鞋に至るまで前代未聞の高値とあり、当時物価高騰が役所・村双方において認識されていたことがわかる⁽³⁾。

残りの2年（慶応3年(1867)から明治元年(1868)）であるが、合計金額が大きく増えている。例えば、金額が最も大きい慶応3年(1867)分は、最も少ない文久4年分の4倍である。表1で費目の変遷を見ると、慶応3年分では先に述べた軍事費を含む新費目が全体の約半分を占めており、大幅増額の要因のひとつとなっている。また、これらの新費目が加わっただけでなく、従来からの費目も引き続き出費が増えている。慶応2年(1866)分の記録が抜けているので、慶応元年分と3年分の比較になるが、「上ケ物」がわずかに減り、「年貢取立」に変化がなかった以外は、前半の3年で変化が無かった「村役人給料」、「虚無僧」を含め全て出費が増えている。

興味深いことに、後半の2年においては、いくつかの費目にそれまで無かった説明が付されて記録されている。「蠟燭代」には、従来の「年中蠟燭代」という簡素な説明から、「御伝馬触当其外夜中御用等二而年中蠟燭代」（慶応3年(1867)分）、「是は夜中御用状持送り并年中御伝馬触当其外品々蠟燭代」（明治元年(1868)分）と説

図2 5年間分の費目別割合



※小数点以下で四捨五入のため、内訳の計は100%を超過。また、0%表記もある。

明が追加されており、夜間急を要する御用が増えたことが増額の背景にあることをうかがわせる。「飛脚」では、慶応3年(1867)分の記載に「年分飛脚賃村々割合物且村方江受候飛脚共」とあり、慶応元年(1865)の「年中飛脚賃銭村々割合物共出銭」という記載と異なり、近隣の村々で共同負担費用だけでなく、関前村単独で負担した飛脚賃が発生した、または特記すべきレベルの金額になったと思われる説明がある。「寄場」では、「田無村寄場六月・十一月中両度割合入用并手先給料其外御取締様方備穀等二付寄場江罷出候入用共」(慶応3年(1867)分)と、具体的な説明が付されており、組合村での費用の振分が年度中に2回行われたこと、寄場へも頻繁に出かけたことが書かれている。

最後の明治元年(1868)分においては、新政府に変わったことを受け、いくつかの費目が消え、記載にも変化がみられる。まず、消えた費目は、江戸城への納入である「上ケ物」、鷹場の管理制度に基づいた「触次」、幕府と関わりのあった「虚無僧」である。また、「諸勤化他」の費目には、従来幕府の許可を得た「御免勤化」が含まれていたが、この年にはその記載は無くなっている。一方で先に述べたように「兵食米金」という官軍に関わる出費が追加されている。物価も上がり、また村に直接かわりのない軍事費負担が追加され、年によっては4倍に出費が膨れ上がっている。村入用にこのように大きな変化が表れていた時に、村はいったいどのような状況にあったのだろうか。先に述べた反射炉に関わる史料の中に、更なる負担を求められたことに対して困窮の事情を考慮してもらおうようお願いしたものがあるが、その中に近年まれにみる諸物価高騰で、この春の作付も手当てできず、御伝馬御用も増え、兵賦など以前は無かった高掛負担がかさみ、一同疲労・当惑しているとの記載があり⁽⁴⁾、当時の村の困窮をうかがわせる。

おわりに

関前村上組の幕末・維新时期の村入用帳をみてきたが、新しい費目の追加、金額の増加、また説明の中にも、例えば夜間御用の増加等世の中の変化を示す記述が見られた。関前村上組が負担した費目に、村の出費だけでなく、開国や幕末維新时期の社会状況、幕府・新政府の施策と密接に関係した費目があったことが確認できた。諸物価高騰、治安の悪化、軍備増強といった、日本史の大きな動きが関前村の村入用からもうかがわれるのである。

【註】

- (1) 武蔵野市保管井口家文書。いずれも武蔵野市編『武蔵野市史統資料編四井口家文書一』(昭和62年(1987)3月、武蔵野市)に活字になっている。
- (2) 武蔵野市史編纂委員会編『武蔵野市史資料編』(昭和40年(1965)3月、武蔵野市)398-405頁。『武蔵野市史資料編』には「肥代金拝借願却下につき村々議定書(写)」として紹介されている。
- (3) 註(1) 351-352頁
- (4) 註(2) 365-368頁

執筆者紹介

東京大学大学院博士課程玄田悠大さんは、武蔵野市内在住で住宅地化やコミュニティ形成をはじめとする都市・建築の研究をされています。この度、貴重な研究成果を『武蔵野ふるさと歴史館だより』に紹介いただくよう依頼したところ、ご快諾をいただきました。研究成果の一部を本号と次号に分けて紹介します。

勝沼宏美さんは、武蔵野市内在住で令和元年度から当館で開講した歴史館大学の受講生です。歴史館大学は、武蔵野の歴史・文化に関する通年の講座で、歴史館活動のサポーターの発見・育成、職員のスキルアップを目的としています。歴史館大学での学習の一部を本号に発表いただきました。

『武蔵野ふるさと歴史館だより』 バックナンバーはWebでも ご覧いただけます。

武蔵野ふるさと歴史館HPから
各号ダウンロード可能です。
どうぞご利用ください。



こちらからご覧いただけます →

収蔵資料紹介

10

東京大震災明細地図

大正12年(1923)9月1日午前11時58分、震源を相模湾西北部とするマグニチュード7.9という巨大地震が発生し、これを原因とする火災により東京市街は三分の二が焼失するなど甚大な被害を受けました。「関東大震災」と呼ばれるこの大災害の発災から今年で100年を迎えたことをうけ、本稿では大震災の一端をうかがい知ることができる資料をご紹介します。

資料の状態

本資料は縦55cm、横80cmの地図で、彩色がよく残っています。大正12年(1923)9月28日印刷・発行ですが、比較的良好な状態を保っています。当館は市民からの寄贈により入手しました。

皇居を中心に東京市街を描き、鉄道の駅名で見ると北(右側中央)は日暮里駅、南(左側中央)は大崎駅、東(上側中央)は新宿駅、西(下側中央)は錦糸町駅までおさめています。

本資料の特徴は火災に見舞われた地域を赤色で示し、文字のみ

では伝わりにくい情報を一目で把握できることです。資料下半分側(東京市西側地域)は真っ赤に塗られており、土地勘がある方には被害の大きさをより強く認識できるでしょう。資料左下の囲みには、同年9月23日迄に把握できている損害状況について具体的な数字も示しています。

武蔵野市域とのかかわり

当時、武蔵野村の人口は5,227人に過ぎず(大正11年(1922)統計)、関東大震災における人的・物的被害は軽微であったとされています。武蔵野市域は本資料上端の先に展開しているため、記載の範囲から外れていることも資料の重要な見どころです。

令和5年(2023)現在、武蔵野市は面積約11km²に14万人を超える人口を擁し、人口密度は全国2位(特別区を除く)の1万4,000人/km²に迫ります。100年前とは比べ物にならないほど建物がひしめき合っている現在、私たちが本資料から学ぶべきことは少なくないはずです。

(武蔵野ふるさと歴史館 公文書専門員 高野 弘之)



武蔵野ふるさと歴史館だより 第11号 発行 令和5年(2023)9月30日

〒180-0022 東京都武蔵野市境 5-15-5 Tel 0422-53-1811

[HP] https://www.city.musashino.lg.jp/heiwa_bunka_sports/furusatorekishikan/

[Facebook] <https://www.facebook.com/musashino.rekishikan/>

[X・Twitter] https://twitter.com/musashino_reki

[Instagram] https://www.instagram.com/musashino_rekishikan/

[E-mail] rekishikan@city.musashino.lg.jp

●HP



●Facebook



●X・Twitter



●Instagram

